

令和7年4月1日

原動機付自転車の最高出力確認申請者 各位

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

原動機付自転車の最高出力確認実施機関の認定について（お知らせ）

平素より弊協会をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年2月に原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示が制定され、二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が50ccを超え125cc以下であり、かつ、最高出力が4.0kW以下のもの」について、型式認定以外の車両においても最高出力等を確認し車両に表示する制度が創設されました。

なお、本制度における最高出力確認実施機関として国土交通省より認められましたのでお知らせいたします（令和7年3月28日付け）。

詳しくは、国土交通省の一般原動機付自転車についてのホームページのページ中  
3. 原動機付自転車の区分見直しへの対応をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000092.html)

本制度に基づく申請に関しましては、当協会ホームページをご参考ください。

[https://ataj.or.jp/trust/maximum\\_output/](https://ataj.or.jp/trust/maximum_output/)

以上

※ お問い合わせ先

昭島研究室 技術課

〒196-0001 東京都昭島市美堀町4-2-2

TEL 042-503-7980

FAX 042-544-1015

窓口受付時間 8時45分～12時、13時～17時15分